

## MIMAMO DRIVE サービス利用規約

本「MIMAMO DRIVE サービス利用規約」（以下「本規約」といいます。）は、東京海上スマートモビリティ株式会社（以下「当会社」といいます。）が、当会社のサービスである MIMAMO DRIVE（以下「本サービス」といいます。）を提供するにあたり、本サービスの利用に係る契約（以下「本契約」といいます。）を締結したお客様（以下「契約者」といいます。なお、契約者は法人に限るものとし、個人（個人事業主を含みます。）は本契約を締結することはできません。）に遵守していただくかなければならない事項および当会社と契約者との間の権利義務関係を定めています。本契約を締結される方は、本規約に同意の上で、ご契約いただきますようお願い致します。本規約に同意されない場合、本サービスをご利用いただくことはできず、また、本契約を締結した場合は、本規約に同意したものとみなします。

### 第1章 総則（共通規定）

#### 第1条 適用

本規約は、本契約と一体として、本サービスの利用に関する当会社と契約者との間の権利義務関係を定めることを目的とし、契約者と当会社の間の本サービスの利用に関わる一切の関係に適用されます。本規約の内容と、本規約外における本サービスの説明等が異なる場合は、本規約の規定が優先して適用されます。

#### 第2条 用語の定義

本規約において、用語の定義は、以下のとおりとします。

- ①「MIMAMO DRIVE」とは、当会社が提供する Web サービス上での車両の位置情報や車両の走行情報、それらにかかる管理の機能等、もしくはその運営の保守、運用管理等の機能に関わるシステム全体（ハードウェアおよびソフトウェアを含みます。）の総称をいいます。
- ②「端末」とは、本サービスの利用に際して運転情報等を取得するためのテレマティクス端末（SIM カードを含みます。）をいいます。
- ③「MIMAMO DRIVE 事務局」とは本サービスの提供にあたって当会社が端末管理業務等のアウトソーシングを行う外部委託先をいいます。
- ④「提携先企業等」とは、東京海上日動火災保険株式会社、同社の子会社、同社の関連会社、同社の外部委託先（ソリューション事業業務委託契約を締結している委託先を含む）、当会社の外部委託先および当会社または当会社の外部委託先が本サービスの提供において提携している企業をいいます。
- ⑤「利用者」とは、契約者の役職員その他契約者の業務のために本サービスを実際に利用する者をいいます。
- ⑥「センターシステム」とは、本サービスを提供するためのシステム全般をいいます。
- ⑦「Web サービス」とは、端末を通じて取得された運転情報等に関し、当会社が、当会社所定のウェブサイトを通じて提供するサービスをいいます。

#### 第3条 前提条件

- (1) 当会社は、本規約に同意した上で本契約を締結した契約者に対して、本サービス提供のための端末を貸与します。
- (2) 契約者は、本規約に特に定めるもののほか、本規約の内容について利用者に周知し、本サービスの利用にあたって本規約に従う旨の同意を利用者からあらかじめ取得するものとします。
- (3) 当会社は、本契約が解約、解除、取消しもしくは無効となった場合、本規約を解除します。
- (4) 本契約の申込の取扱いや契約内容変更等の手続きについて、当会社は東京海上日動火災保険株式会社および同社の委託先に行わせることができます。

#### 第4条 当会社が提供する本サービス

- (1) 当会社が契約者に提供する本サービスの主な機能は、以下に定めるとおりとします。ただし、当会社は提供するサービスについて、その性能を保証するものではありません。
  - ①車両の位置や走行情報を把握するための車両管理機能
  - ②上記①の機能を高度利用する為のオプション機能
  - ③車両の運転者、車両の管理者、配送先の顧客管理機能

- ④取得したデータの分析機能
  - ⑤車両や運転者の業務管理機能
  - ⑥アルコールチェック管理機能（ただし、第2章の規定に従ってお申込みいただき、当社が承諾した場合に限ります。）
- (2)以下のいずれかに該当する場合には、利用者は本サービスの一部または全部を利用できないことがあります。
- ①センターシステムの保守、工事、障害修理等を実施するとき。
  - ②センターシステムが火災、停電、損壊、故障等により正常に動作しなくなったとき。
  - ③端末に付随する機器に、重大なセキュリティ上の危険が発見または予見されたとき。
  - ④端末がインターネットに接続されている第三者に向け、不正なアクセス行為の発信元となる可能性があるとき。
  - ⑤SIMカード等の消耗品の消耗により、端末の機能を発揮できなくなったとき。
  - ⑥端末の使用環境、端末を設置する車両（以下「対象車両」といいます。）の状況、事故の状況、天候、通信環境その他の事情により、端末の機能を発揮できなくなったとき。なお、通信会社はネットワーク品質を確保するために、通信の種類・内容、時間帯等の条件に応じて、または、これらの条件にかかわらず、通信速度を制御する場合があります。
  - ⑦天災、戦争等に起因して当社が制御できない障害が発生したとき。
  - ⑧①から⑦までのほか、当社が端末の機能を停止した方が望ましいと判断したとき。
- (3)利用者は、本規約に従うことを条件として、Webサービスを利用できます。ただし、当社は、これにかかるインターネット利用のための費用は負担しません。

#### 第5条 本サービスの対象車両

本サービスの対象車両は、原則シガーソケット（またはアクセサリソケット）が装備されている車両とします。ただし、何らかの事由により端末を取り付けできない車両は除きます。

#### 第6条 本サービスの利用地域

本サービスは対象車両が日本国内で使用される場合に限り利用することができます。

#### 第7条 端末の貸与期間

- (1)端末の貸与期間は、本サービスの契約期間とします。
- (2)契約者は、別途当社が指定する方法にて端末を受け取るものとします。
- (3)天災地変や輸送中の事故等の当社の責めに帰さない事由により端末を受け渡すことができなかった場合または遅延して受け渡した場合、当社は責任を負わないものとします。

#### 第8条 本サービスの契約期間

- (1)本サービスの契約開始日は各月の1日または16日とします。
- (2)申込書を当社または当社の外部委託先（東京海上日動火災保険株式会社を含み、同社の委託先を除く。以下、本項において同じ）が各月の1日から15日までに受領した場合、当社は翌月16日または翌々月1日のいずれかを契約開始日として選択できます。各月の16日から末日までに申込書を当社または当社の外部委託先が受領した場合、当社は翌々月1日または翌々月16日のいずれかを契約開始日として選択できます。いずれの場合も、当社は、選択した契約開始日を速やかに契約者に通知するものとします。なお、本サービスの申込後にその撤回を希望する場合、契約者は契約開始日の10日前までに、当社所定の方法により、当社または当社の外部委託先に通知するものとします。
- (3)本サービスは本契約が解約、解除、取消もしくは無効となるまで継続します。また、契約終了は該日の午前0時とします。

#### 第9条 本サービスの契約プランおよび違約金

- (1)契約者は本サービスの申込時に「2年契約（解約違約金あり）プラン」または「契約期間なし（解約違約金なし）プラン」を選択します。
- (2)「2年契約（解約違約金あり）プラン」において、契約開始日からその24か月後の日（契約開始日が16日の場合は翌月1日の24か月後の日）までの期間を「主契約の違約金対象期間」といい、契約者は、その間に事由の如何を問わず解約、一部端末解約、解除がなされた際に対象端末1台あたり違約金17,000円を当社へ支払う義務を負います。ただし、契約開始日から12か月後（契約開始日が各月の16日の場合は翌月1日から12か月後）の月の1日付けで解約、一部端末解約がなされた場合に限り、対象端末

への違約金支払い義務を負いません（解約または一部端末解約に係る契約内容変更受付期間は第 11 条(3)参照。また、第 13 条(3)に該当する場合を除く）。なお、第 11 条に記載の端末追加が行われた場合、追加端末に対して違約金支払い義務を負う期間は、主契約の違約金対象期間とします。

- (3)「契約期間なし（解約違約金なし）プラン」においては、契約者は契約期間中に解約、一部端末解約、解除がなされた際に当会社に対する違約金の支払い義務を負いません（第 13 条(3)に該当する場合を除く）。
- (4)第 11 条に基づき、契約のプラン変更を行う場合、違約金の取扱いは以下のとおりとします。
- ・「2 年契約（解約違約金あり）プラン」から「契約期間なし（解約違約金なし）プラン」へ変更する場合：契約者は、契約開始日から起算して 24 か月後の日（契約開始日が 16 日の場合は翌月 1 日の 24 か月後の日）までの期間内でプラン変更した際に対象端末 1 台あたり違約金 17,000 円を当会社へ支払う義務を負います。ただし、契約開始日から 12 か月後（契約開始日が各月の 16 日の場合は翌月 1 日から 12 か月後）の月の 1 日付けでプラン変更を行う場合に限り、契約者は当該違約金の支払い義務を負いません。
  - ・「契約期間なし（解約違約金なし）プラン」から「2 年契約（解約違約金あり）プラン」へ変更する場合：契約開始日からその 24 か月後の日（契約開始日が 16 日の場合は翌月 1 日の 24 か月後の日）までの期間内に解約、一部端末解約、解除がなされた際に対象端末 1 台あたり違約金 17,000 円を当会社へ支払う義務を負います。ただし、契約開始日から 12 か月後（契約開始日が各月の 16 日の場合は翌月 1 日から 12 か月後）の月の 1 日付けで解約、一部端末解約がなされた場合に限り、契約者は対象端末への当該違約金支払い義務を負いません。

#### 第 10 条 サービス利用料の支払い

- (1)サービス利用料は前払い（月払）とします。
- (2)契約者は支払方法として口座振替、請求書払を選択できます。口座振替を選択の場合、当会社は当会社の指定する収納代行会社経由で契約者が指定した口座からサービス利用料を引き落としします。また、サービス利用料の返還が発生した場合は原則指定口座に返還します。当会社へ通知した口座情報を変更する場合、契約者は遅滞なく当会社へ連絡します。
- (3)支払期日は、口座振替はサービス利用月の前々月 27 日（休業日の場合は翌営業日）、請求書払は当会社が交付する請求書において指定する支払期限日とします。
- (4)初回支払いは、契約者が選択した支払方法に関わらず請求書払となります。契約開始日が 1 日の場合は 2 か月分を、契約開始日が 16 日の場合は、2.5 か月分を期日までに支払うものとします。当会社は初回支払いが確認できるまでは端末を発送しません。なお、初回支払いにおいては第 10 条(5)に定める支払猶予期間はなく、支払期日までにお支払いがない場合、本契約は直ちに取消しとなります。
- (5)支払期日までに所定の支払い方法でサービス利用料が支払われなかった場合、当会社は 2 か月の支払猶予期間を設定し、サービス利用料を再請求します。再請求は契約者が選択した支払方法に関わらず請求書払とします。なお、支払猶予期間のうち 1 か月経過時点で未払いサービス利用料が支払われなかった場合、当会社は 1 か月のサービス利用停止を行います。サービス利用再開は未払いサービス利用料が支払われた日の属する月の翌月 1 日とします。2 か月の支払い猶予期間内に利用料の支払いが確認できない場合、サービス利用停止日に遡って契約を解除します（第 9 条(2)・(4)もしくは第 13 条(3)に該当する場合、違約金を請求します）。
- (6)(1)から(5)までの規定に関わらず、当会社の判断により支払方法を変更させていただく場合があり、契約者はこれに従うものとします。
- (7)当会社は、サービス利用料その他の当会社から請求する費用の支払に関して、原則として領収証の発行を行わないものとします。支払いの確認は、契約者自身の振込受領証や通帳記載またはその他の銀行取引記録により行うものとします。領収証の発行を求める特別な事情がある場合は、その旨を当会社へ明示してください。

#### 第 11 条 契約内容変更

- (1)契約内容変更の種類は、解約、一部端末解約、オプション追加、一部オプション解約、端末追加、口座変更、プラン変更、支払方法変更、その他顧客情報変更があります。
- (2)契約内容変更日時は変更種類によって以下の通りです。
- ・解約、一部端末解約、オプション追加、一部オプション解約、端末追加、プラン変更：各月 1 日午前 0 時
  - ・口座変更、支払方法変更、その他顧客情報変更：当会社で変更を受け付けた後、当会社が最短で変更内容

を反映可能な日時

- (3) 契約内容変更受付期間（当会社（代理店を除く）が契約内容変更依頼書を受領した際に変更を反映可能な期間）について、受付開始は変更日の6か月前とします。受付終了について、解約は変更日の属する月の前月の20日まで、一部端末解約、端末追加、オプション追加、一部オプション解約、プラン変更は変更日の属する月の3か月前の20日までとします。口座変更、支払方法変更、その他顧客情報変更については随時受付可能とします。お客様都合による契約内容変更申込後の撤回はできません。なお、変更種類に関わらず、サービス利用料の全部または一部が未払いの状態では、契約内容変更は行えません。
- (4) 契約内容変更時における変更利用料の請求等は以下の通りとします。
- ・利用料の過払いが発生する場合には、手続完了後に契約者の指定口座に過払い分の利用料を返還します。
  - ・利用料の減額が発生する場合には、変更日の属する月の利用料から減額分を反映して請求します。
  - ・変更手続きに伴い、第9条に定める違約金が発生する場合には、ご契約の支払い方法に関わらず請求書にて違約金を請求します。
- (5) 解約について、契約内容変更受付後に残期間分の利用料未払いが発生した場合、残回数分の利用料を一括で請求し、ご契約の支払い方法に関わらず請求書でお支払いいただきます。その請求も未払いとなった場合には、当初の解約日に関わらず、初回未払い発生月の翌々月1日を解約日として契約を解除します（第9条(2)・(4)もしくは第13条(3)に該当する場合、違約金を請求します）。
- (6) (4)および(5)の規定に関わらず、当会社の判断により支払方法を変更させていただく場合があり、契約者はこれに従うものとします。

## 第12条 契約者の義務

- (1) 契約者は、当会社が貸与する端末の取扱いについて、以下に定める事項を遵守するものとします。また、利用者に以下に定める事項を周知し遵守させるものとします。
- ① 端末を善良な管理者の注意義務をもって保管、管理および使用すること。
  - ② 端末を、本サービスの利用のために必要な範囲を超えて利用をしないこと。
  - ③ 端末を受領した日以降速やかに、取扱説明書に従って対象となる車両に端末を設置し初期動作確認を行うこと。
  - ④ 適切な方法で端末を設置および利用すること。
  - ⑤ 端末を契約者以外の第三者が所有する車両に設置する場合は、端末を設置する車両の所有者の承諾を取得し、端末を設置する者の責任において適切な手続きを行うこと。
  - ⑥ 端末の破損、故障等の事態が発生した場合は、ただちに当会社に通知すること。
  - ⑦ 端末を紛失した場合は、ただちに当会社に通知すること。
  - ⑧ 端末が盗難にあった場合は、ただちに警察への届出を行い、当会社に通知すること。
  - ⑨ 端末を利用者以外の者に利用させないこと。
  - ⑩ ユーザーID・パスワードが意図しない者に使用されることのないよう、適切に管理すること。
- (2) 契約者は、自らの費用および責任において端末の設置を行うものとし、事由の如何を問わず、当会社は端末の設置（第三者をして設置させる場合を含みます。）に係る費用および責任を一切負担しません。また、契約者は不正アクセスを防止するため、必要なセキュリティを確保し、その他必要かつ適切な措置を講じるものとします。また、利用者にこの事項を周知し遵守させるものとします。
- (3) 契約者は、Webサービスを利用する場合、コンピュータウイルス等の有害なソフトウェア類の感染防止に努め、ウイルス駆除ソフト等を導入および活用するものとします。また、利用者にこの事項を周知し遵守させるものとします。
- (4) 契約者は、以下に定める行為を行ってはなりません。また、利用者に対し以下に定める行為を行わせてはなりません。
- ① 著作権もしくは商標権の侵害、営業秘密の不正目的利用、電信詐欺またはプライバシーの侵害などの不正な目的で端末を利用する行為
  - ② 他の利用者、ネットワーク・サービスまたはネットワーク機器を妨害または阻害する行為
  - ③ 端末の分解、改造またはソフトウェアの改変行為
  - ④ 端末に組み込まれているSIMカードを脱着する行為および他の目的に使用する行為
  - ⑤ 法令、裁判所の判決、決定もしくは命令または法令上拘束力のある行政措置に違反する行為
  - ⑥ 公序良俗に反する行為。なお、公序良俗に反する行為とは、不正に他の利用者になりすますこと、不正または違法な目的でネットワーク上での身元を偽ること、コンピュータ・ワームまたはコンピュータウイルスを伝播させることおよびネットワークを通じてアクセスできる他のマシンにネットワークを使用して不正侵入することを含みますが、これらに限定されるものではありません。

- ⑦端末を利用する権利を第三者に譲渡または担保に供する行為
  - ⑧ユーザーID・パスワードを当該ユーザーID・パスワードを割り当てられた者以外の第三者に利用させ  
または流出させる行為
  - ⑨①から⑧までのほか、端末の利用目的に照らして当社が不適切と判断する行為
- (5) 利用者が(1)から(4)までの規定に違反した場合であって、それにより当社、提携先企業等、他の利用者、搭乗者または第三者に損害が生じたときは、契約者がこれを賠償するものとします。

第13条 端末の交換・返却

- (1) 当社は、契約者から第12条(1)⑥に定める通知を受けた場合は、契約者に代替となる端末を送付します。この場合において、契約者は、MIMAMO DRIVE 事務局より返却用ボックスを送付した日の翌日から起算して30日以内に、正常に動作しない端末を当社指定の方法により当社に返却するものとします。
- (2) 契約者は、以下に定める場合は、MIMAMO DRIVE 事務局より返却用ボックスを送付した日の翌日から起算して30日以内に、端末の全部または一部を当社指定の方法により当社に返却するものとします。
- ①本契約が期間満了または解約、解除、取消しもしくは無効その他事由の如何を問わず失効した場合
  - ②契約者が第12条に定める義務の履行を怠り、または怠るおそれがあることが明らかである場合
  - ③利用者が、本サービスの利用に関し、当社もしくは第三者に損害を与える行為、または損害を与えるおそれがある行為をした場合
  - ④①から③までのほか、本サービスの利用目的に照らして当社が不適切と判断した場合
- (3) 契約者は、以下のいずれかに該当する場合は、下表のとおり違約金を当社に支払うものとします。
- ①契約者または利用者の責めに帰すべき事由により端末の破損、故障等が生じた場合
  - ②(1)および(2)に定める返却期限を過ぎても端末を当社に返却しない場合
  - ③第12条(1)⑦または⑧に定める場合であって、利用者の責めに帰すべき事由により物理的に端末を当社に返却することが不可能な場合

違約金の金額
①乃至③に該当する端末1台あたり17,000円

第14条 本サービスを提供できなかった場合の対応

当社の責めに帰すべき事由により本サービスを提供することができなかった場合、当社は、契約者からの申し出に基づき、当該期間に支払われたサービス利用料相当額を契約者に返還することとし、契約者は、当社に故意または重過失がある場合を除き、当該サービス利用料相当額を超える損害が生じた場合であっても、当該超過額については当社を免責することとします。

第15条 免責

- (1) 当社および提携先企業等は、以下に定める事由によって契約者または利用者が被った損害について、一切その責任を負わないものとします。
- ①端末取り付け時に生じた端末の損傷もしくは故障または配線等の切断等により端末が正常に動作しなかったこと。
  - ②契約者が第12条その他本規約に定める義務に違反したこと。
  - ③第4条(2)に掲げる事由が生じたことにより本サービスの一部または全部の利用ができなかったこと。
  - ④第18条および第19条に基づき本サービスまたは本規約の内容を変更したこと。
  - ⑤通信機器、通信回線、インターネット、コンピュータ（ハードウェア・ソフトウェア）等の障害
  - ⑥対象車両または端末の盗難・盗用等による不正使用やそれに伴う端末に保存・記録されている個人情報  
の漏えいまたは不正使用
  - ⑦第三者のデータセンターサーバへのアクセスまたは端末の不正利用
  - ⑧利用者が使用する車両または機器の不具合等
  - ⑨初期動作確認または端末アップデートの未了
  - ⑩①から⑨までに定めるほか、取扱説明書に従った取扱いがなされなかった場合
  - ⑪①から⑩までに定めるほか、当社および提携先企業等の故意または過失によらない事由
- (2) 前項にかかわらず、当社および提携先企業等は、故意または重過失がある場合を除き、事由の如何を問わず、逸失利益その他の契約者または利用者が直接かつ現実に被った損害以外の損害について、一切その責任を負わないものとします。

(3)当社は、サービスの利用を通じて契約者または利用者が得る全ての情報について、その完全性、信頼性、安全性、有効性および正確性を保証するものではありません。

#### 第16条 本サービスの申込・利用を通じて取得する情報の取扱い

(1)当社は、自ら又は東京海上日動火災保険株式会社その他の外部委託先を通じて、本サービスの申込の取扱いにより、契約者の契約情報を取得します。また、本サービスの利用を通じて、端末の利用履歴および自動車の運転情報（走行距離、走行時間、走行目的地、速度、位置情報、加速度センサーによる計測値等）、当会社ウェブサイトの閲覧履歴、クッキー情報、Webサービスへ入力された情報（これらの情報と契約者の契約情報を総称して、以下「本情報」といいます。）を取得します。本情報または本情報を用いて構築するデータベース（以下「本データベース」といいます。）に著作権（著作権法第27条および第28条に規定された権利を含みます。）や所有権が認められる場合には、全て当社に帰属します。

(2)当社は、端末の返却後も本情報および本データベースを無償で利用できるものとします。

(3)当社ならびに東京海上ホールディングス株式会社およびその連結子会社等（当社を除き、総称して、以下「東京海上グループ各社」といいます。）は、本情報を、本契約および本規約の履行ならびに当社のホームページにおいて公表している利用目的のほか、以下の目的で使用します。

①当社または東京海上グループ各社における市場調査、新規サービス・新商品の研究・開発および提供

②各データと事故との相関関係の分析による危険運転判定の精度向上その他の本サービスの品質の向上に資する研究

③本情報ならびに本サービスの利用実態および利用実績を踏まえた当社または東京海上グループ各社の関連サービスのご提供等

(4)当社は、(3)に定める目的のために、本情報を、当社と東京海上グループ各社との間で、共同で利用できるものとします。共同して利用する東京海上グループ各社の範囲および管理責任者については、当社ホームページ (<https://www.tokiomarine-smartmobility.co.jp/privacy-policy/index.html>) に記載の通りとします。なお、東京海上グループ各社の範囲および管理責任者は変動する可能性があります。

(5)当社および東京海上日動火災保険株式会社は、契約者の本サービスの利用実態に応じたコンサルティング業務を含む(3)③に定める関連サービスの提供を第三者に委託する場合、当該委託先に対し、本情報及び本データベースを開示できるものとします。

(6)当社は、交通事故防止のための分析や安全対策立案、事故防止システムの安全性向上その他の安全・円滑な道路交通社会の発展に資する目的での活用のため、国、自治体、大学、研究機関、自動車技術開発やモビリティサービスに携わる企業等のうち当社が提携している企業等に本情報を提供できるものとします。

(7)当社は、本情報を、警察や裁判所等の公的機関からの要請に応じて、開示または提供することがあります。

(8)当社が提携する通信会社は、ネットワーク品質を確保するために、利用者の通信の種類、内容及びパケット量等の利用状況を確認する場合があります。

(9)当社ウェブサイトへアクセスする際、当社はクッキー情報等を取得します。本サービスにおけるクッキー情報等の取扱いは、当社のウェブサイトにおけるクッキーポリシー（「インターネットにおける情報収集について」 (<https://www.tokiomarine-smartmobility.co.jp/site-policy/index.html>) をご覧ください。）に準ずるものとします。なお、クッキー情報等の取扱いは、設定することができ、当社は、設定に従いクッキー情報等を取り扱います。

(10)契約者は、(1)から(9)までの事項について、あらかじめ利用者の同意を取得するものとし、契約者において同意の取得が確認できていない利用者に端末及び本サービスを利用させないものとします。

#### 第17条 反社会的勢力の排除

(1)契約者は、自己（役員及び実質的に経営する者を含む）および利用者が、現在、暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者を含む）、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、政治活動標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等その他これらに準ずる者（以下、総称して「反社会的勢力」という）に該当しないことおよび次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたり保証します。

①反社会的勢力が経営を支配している関係

②反社会的勢力が経営に実質的に関与している関係

- ③自己もしくは第三者の不正の利益を図り、または第三者に損害を加えるなど、反社会的勢力を利用している関係
  - ④反社会的勢力に対して資金もしくは役務等を不適切に提供し、または便宜を不適切に供与するなどの関係
  - ⑤その役員および実質的に経営する者が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係
- (2) 契約者は、自己（役員及び実質的に経営する者を含む）および利用者が、自らまたは第三者を利用して、次の各号のいずれの行為も行わないことを確約します。
- ①暴力的な要求行為
  - ②法的な責任を超えた不当な要求行為
  - ③取引に関して脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
  - ④詐欺的言辞、詐術的な行為
  - ⑤風説を流布し、または偽計もしくは威力を用いて、相手方の信用を毀損または業務を妨害する行為
  - ⑥その他前各号に準ずる行為
- (3) 当社は、契約者または利用者が前二項のいずれかに違反していることが判明し、または違反していると合理的に判断した場合、書面による通知をもって本契約を解除することができるものとします。
- (4) 当社は、前項に基づき本契約を解除した場合、当該解除により契約者または利用者に損害が生じても、これによる損害賠償責任を一切負わないものとします。

#### 第18条 本サービスの内容の変更、終了

- (1) 当社は、当社の都合により、本サービスの全部または一部の内容を変更し、または提供を終了することができます。
- (2) 当社が本サービスの提供を終了する場合、当社は契約者に事前に通知するものとします。

#### 第19条 本規約の変更

- (1) 当社は、当社が必要と判断する場合、日本国の法令に準拠して本規約を変更できるものとします。
- (2) 変更後の本規約は、当社所定のMIMAMO DRIVE専用サイトに掲示し、変更の効力発生日からその効力を生じるものとします。契約者および利用者は本規約の変更後も端末を利用し続けることにより、変更後の本規約に対する有効かつ取消不能な同意をしたものとみなします。
- (3) 当社は本規約を変更する場合、事前に、変更後の利用規約の効力発生日および内容を当社所定のMIMAMO DRIVE専用サイトへの掲示その他の適切な方法により周知します。

#### 第20条 サービス利用契約上の地位の譲渡等

- (1) 契約者は当社の書面による事前の承諾なく、利用契約上の地位または本規約に基づく権利もしくは義務につき、第三者に対し、譲渡、移転、担保設定、その他の処分をすることはできません。
- (2) 当社は本サービスにかかる事業を他社に譲渡した場合には、当該事業譲渡に伴い利用契約上の地位、本規約に基づく権利及び義務ならびに契約者の登録事項その他の顧客情報を当該事業譲渡の譲受人に譲渡することができるものとし、契約者は、かかる譲渡につき本項において予め同意したものとします。なお、本項に定める事業譲渡には、通常の事業譲渡のみならず、会社分割その他事業が移転するあらゆる場合を含むものとします。

#### 第21条 管轄裁判所

端末の貸与その他の本サービスに関する一切の紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

#### 第22条 準拠法

本規約の準拠法は日本法とします。

#### 第23条 協議

端末の貸与その他の本サービスに関して疑義がある場合および本契約または本規約に定めのない事項については、契約者および当社双方で協議し、円満に解決を図るものとします。

### 第2章 検知器連携オプションに係る特別規定

#### 第1条 適用

- (1) 本章の規定は、本サービスに付随するオプションサービスであるアルコールチェック管理機能に係るサービス「アルコール検知器と連携 MIMAMO DRIVE」（以下「検知器連携オプション」といいます。）の利用に関する当会社と契約者との間の権利義務関係を定めることを目的とし、契約者と当会社との検知器連携オプションの利用に関わる一切の關係に適用されます。本章は、契約者が当会社との間で検知器連携オプションに係る契約を締結する場合に適用されるものとし、当会社所定の方法により検知器連携オプションにお申込みいただいた場合、契約者は本章の規定に同意したものとみなします。契約者は、本章の規定に同意されない場合、検知器連携オプションをご利用いただくことはできません。
- (2) 検知器連携オプションは本サービスの一部をなすものであり、本章に定めるほか、本章の規定と矛盾抵触しない限り、検知器連携オプションにも本サービスに係る第1章の規定が適用されるものとします。

## 第2条 検知器連携オプションの対象

検知器連携オプションは、本サービスに係る契約者のうち、検知器連携オプションの利用を申し込み、これを当会社が承諾した方を対象とします。契約者は、本契約と同時に、または本契約の締結後に第1章第11項(1)に定める契約内容変更（オプション追加）の方法により、検知器連携オプションに申し込むことができ、当会社がこれを承諾した場合に、契約者と当会社の間で検知器連携オプションに係る利用契約が成立するものとします（ただし、当会社は契約者からの検知器連携オプションの申込みに対し、これを承諾する義務を負いません。）。この場合、検知器連携オプションに係る利用契約は本契約の一部をなし、本契約と一体として取り扱われるものとします。

## 第3条 検知器連携オプションの内容

- (1) 検知器連携オプションは、専用スマートフォンアプリ（以下「専用アプリ」といいます。）を通じて利用者がアルコールチェックを行い、その結果をMIMAMO DRIVEのWebサービスにおいて管理いただけるサービスです。検知器連携オプションの利用に必要なアルコール検知器、スマートフォン端末、インターネット環境等のご用意およびご利用ならびに専用アプリのダウンロードその他の準備行為等は、契約者または利用者自身の費用および責任において行うものとし、事由の如何を問わず、当会社はその費用および責任を一切負担しません。
- (2) 検知器連携オプションのご利用には、当会社が別途指定する機種 of アルコール検知器（以下「利用可能検知器」といいます。）をご用意いただく必要があります。利用可能検知器以外のアルコール検知器では、検知器連携オプションの機能の全部または一部をご利用いただけない場合があります。
- (3) 利用可能検知器ならびに専用アプリを起動させることができるスマートフォン端末の種類およびOS等の動作環境（併せて、以下「必要環境等」といいます。）については、当会社のMIMAMO DRIVEホームページにてご確認ください。なお、当会社は、第1章第19条に定める本規約の変更に準ずる方法により、利用可能検知器および必要環境等を随時変更することができるものとします。この場合、変更後の利用可能検知器および必要環境等は、契約者または利用者自身の費用および責任においてご用意いただくものとし、これらをご用意いただけないことにより検知器連携オプションの機能の全部または一部をご利用いただけなくなっても、当会社は契約者および利用者に対して何らの責任をも負わないものとします。
- (4) 第1章第4条(2)各号に掲げるほか、以下のいずれかに該当する場合には、利用者は検知器連携オプションの全部または一部を利用できないことがあります。
  - ① 検知器連携オプションまたは専用アプリに係るシステムまたは設備機器等の保守、工事、障害修理等を実施するとき。
  - ② 検知器連携オプションまたは専用アプリに係るシステムまたは設備機器等が火災、停電、損壊、故障等により正常に動作しなくなったとき。
  - ③ 検知器連携オプションもしくは専用アプリに係るシステムもしくは設備機器等または専用アプリに、重大なセキュリティ上の危険が発見または予見されたとき。
  - ④ 専用アプリがインターネットに接続されている第三者に向け、不正なアクセス行為の発信元となる可能性があるとき。
  - ⑤ 検知器連携オプションもしくは専用アプリに係るシステムもしくは設備機器等または専用アプリに対し、不正アクセス、クラッキング、アタック行為その他何らかの不正な攻撃または干渉等が行われまたは過大な負荷が生じたとき。
  - ⑥ 消耗品の消耗、専用アプリの使用環境、通信環境その他の事情により、専用アプリの機能を発揮できなくなったとき。なお、通信会社はネットワーク品質を確保するために、通信の種類・内容、時間帯等の条件に応じて、または、これらの条件にかかわらず、通信速度を制御する場合があります。
  - ⑦ 電気通信事業者その他検知器連携オプションまたは専用アプリの運用、管理、保守その他の目的で当

会社が検知器連携オプションを契約者および利用者に提供するのに必要な物品またはサービスを提供する外部事業者が、事由の如何を問わず、その物品またはサービスの全部または一部の提供を中止、中断または制限したとき。

⑧①から⑦までのほか、運用上、技術上その他の合理的かつ緊急を要する理由により検知器連携オプションまたは専用アプリの全部または一部の提供を中止、中断または制限せざるを得ないとき。

⑨①から⑧までのほか、当社が検知器連携オプションまたは専用アプリの提供を中止、中断または制限した方が望ましいと判断したとき。

#### 第4条 検知器連携オプションに係る契約期間

(1) 検知器連携オプションに係る契約開始日は、本契約と同時にご契約いただく場合には、第1章第8条に基づく本契約の契約開始日と同日、本契約締結後にご契約いただく場合には、第1章第11条(2)に定めるオプション追加に係る契約内容変更日とします。

(2) 検知器連携オプションは本契約または検知器連携オプションに係る契約が解約、解除、取消しもしくは無効となるいずれか最も早い時点まで継続します。また、契約終了は該当日の午前0時とします。

#### 第5条 検知器連携オプションの契約プランおよび違約金

(1) 検知器連携オプションについては、本サービスの契約プランにかかわらず、契約期間を定めません。

(2) 検知器連携オプションについては、解約、一部オプション解約、解除がなされた場合であっても、契約者は当社に対する違約金の支払い義務を負いません。

#### 第6条 検知器連携オプションに係る利用料の支払い

(1) 検知器連携オプションの利用料に係る規定は、第1章第10条を準用します。

(2) 検知器連携オプションの利用料は、検知器連携オプションを除く本サービスの利用料と合算して請求します。

#### 第7条 検知器連携オプションに係る契約内容変更

検知器連携オプションに係る契約内容変更は、第1章第11条に従って行うものとします。なお、検知器連携オプションのご契約後は、一部オプション解約の方法により検知器連携オプションに係るID数をゼロにすることはできますが、検知器連携オプションに係る契約自体を任意にご解約いただくことはできません。

#### 第8条 検知器連携オプションの申込・利用を通じて取得する情報の取扱い

(1) 当社は、第1章第16条に定める本情報に加え、検知器連携オプションの申込の取扱いにより、自ら又は東京海上日動火災保険株式会社その他の外部委託先を通じて、契約者の契約情報（以下「検知器連携契約情報」といいます。）を取得します。また、検知器連携オプションの利用を通じて、アルコールチェックの測定情報（測定日時、測定値、測定方法、確認者名、利用者の顔写真等）および利用者のユーザーID・パスワードに係る情報（総称して、以下「検知器連携利用情報」といいます。）を取得します。検知器連携契約情報および検知器連携利用情報は、本情報に含まれるものとみなして、第1章第16条の規定を適用するものとします。

(2) 当社は、検知器連携オプションの提供のために、株式会社 AIoT クラウドに対し、検知器連携利用情報を提供します。

(3) 契約者は、本条に定める事項について、あらかじめ利用者の同意を取得するものとし、契約者において同意の取得が確認できていない利用者に検知器連携オプションを利用させないものとします。

#### 第9条 検知器連携オプションに係る契約者の義務

(1) 契約者は、検知器連携オプションに申し込んだ場合は、第1章第12条(1)各号に掲げる事項に加え、当社が貸与する端末の取扱いについて、以下に定める事項を遵守するものとします。また、利用者に以下に定める事項を周知し遵守させるものとします。

①専用アプリを善良な管理者の注意義務をもって保管、管理および使用すること。

②専用アプリを、検知器連携オプションの利用のために必要な範囲を超えて利用をしないこと。

③検知器連携オプションに係る契約開始日以降速やかに、契約者または利用者において準備したスマートフォン端末に専用アプリをダウンロードおよびインストールし、所定の初期設定および初期動作確認を行うこと。

- ④専用アプリに故障等の不具合が発生した場合は、ただちに当社に通知すること。
  - ⑤専用アプリを利用者以外の者に利用させないこと。
  - ⑥自ら以外の者になりすます等、専用アプリに関して不正な利用を行わないこと。
- (2) 契約者は、検知器連携オプションもしくは専用アプリに係るシステムまたは専用アプリに対する不正アクセスを防止するため、必要なセキュリティを確保し、その他必要かつ適切な措置を講じるものとします。また、利用者にこの事項を周知し遵守させるものとします。
- (3) 契約者は、専用アプリの利用に際し、コンピュータウイルス等の有害なソフトウェア類の感染防止に努め、ウイルス駆除ソフト等を導入および活用するものとします。また、利用者にこの事項を周知し遵守させるものとします。
- (4) 契約者は、検知器連携オプションに申し込んだ場合は、第1章第12条(4)各号に掲げる事項に加え、以下に定める行為を行ってはなりません。また、利用者に対し以下に定める行為を行わせてはなりません。
- ①当会社または第三者の著作権、商標権その他の知的財産権の侵害（逆アセンブル、逆コンパイルおよびリバースエンジニアリングを含みますが、これらに限りません。）、営業秘密の不正目的利用、電信詐欺またはプライバシーの侵害などの不正な目的で検知器連携オプションまたは専用アプリを利用する行為
  - ②専用アプリの改変行為
  - ③検知器連携オプションの利用以外の目的で専用アプリを使用する行為
  - ④検知器連携オプションもしくは専用アプリを利用者以外の第三者に利用させる行為またはこれらを利用する権利を第三者に譲渡または担保に供する行為
  - ⑤第三者のアカウント、ID、パスワード、メールアドレス等を不正に使用する行為
  - ⑥コンピュータウイルス等有害なプログラムを使用または提供・送信する行為
  - ⑦当会社または第三者の情報を改ざん・消去等する行為
  - ⑧①から⑦までのほか、検知器連携オプションおよび専用アプリの利用目的に照らして当社が不適切と判断する行為
- (5) 利用者が(1)から(4)までの規定に違反した場合であって、それにより当会社、提携先企業等、他の利用者、搭乗者または第三者に損害が生じたときは、契約者がこれを賠償するものとします。

#### 第10条 検知器連携オプションに係る免責

- (1) 当会社および提携先企業等は、第1章第15条その他本契約または本規約に別途定めるほか、検知器連携オプションの利用に関し、以下に定める事由によって契約者または利用者が被った損害について、一切その責任を負わないものとします。
- ①専用アプリのダウンロード、インストールその他の操作の不具合により専用アプリが正常に動作しなかったこと。
  - ②契約者が第9条その他本規約に定める義務に違反したこと。
  - ③第3条(4)に掲げる事由が生じたことにより検知器連携オプションの全部または一部の利用ができなかったこと。
  - ④ユーザーID またはパスワードの漏えい等による不正使用やそれに伴う専用アプリに保存・記録されている情報の漏えいまたは不正使用
  - ⑤専用アプリに係る初期動作確認またはアップデートの未了
  - ⑥①から⑤までに定めるほか、取扱説明書に従った取扱いがなされなかった場合
  - ⑦①から⑥までに定めるほか、当会社および提携先企業等の故意または過失によらない事由
- (2) 前項にかかわらず、当会社および提携先企業等は、故意または重過失がある場合を除き、事由の如何を問わず、逸失利益その他の契約者または利用者が直接かつ現実に被った損害以外の損害について、一切その責任を負わないものとします。
- (3) 当会社は、検知器連携オプションまたは専用アプリの利用を通じて契約者または利用者が得る全ての情報について、その完全性、信頼性、安全性、有効性および正確性を保証するものではありません。

改定日：2024年11月1日